Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau

令和 5 年 10 月 6 日 14 時 00 分 近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置 要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

ヤンマーアグリジャパン株式会社

期間:令和5年10月6日から令和5年11月5日まで(1ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

ヤンマーアグリジャパン株式会社が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第 13 号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第 13 号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>	
<配布場所>	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
<問合せ先>	国土交通省近畿地方整備局総務部契約課 Tel 06-6942-1141 契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511) 建設専門官 磯川 健一 (内線 2512) 総務部経理調達課 Tel 078-391-7576 経理調達課長 宅和 祐治 (内線 6310) 経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

ヤンマーアグリジャパン株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

ヤンマーアグリジャパン株式会社は令和5年8月23日に建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。

ヤンマーアグリジャパン株式会社が元請けとして施工した工事において、令和3年5月15日にコンクリートポンプ車を使用して作業を行っていた際に、労働者1名がコンクリートポンプ車のブームと型枠の間に挟まれる事故が発生した。この件について、同社及び同社の従業員は同工事現場における機械の配置に関する計画を作成しなければならなかったのに、これを作成しなかったとして令和5年3月24日付けで労働安全衛生法違反により岩内簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の判決を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められるとして同条第1項により指示処分の対象となった。

2. 指名停止措置理由

ヤンマーアグリジャパン株式会社が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。 従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指 名 停 止 業 者: ヤンマーアグリジャパン株式会社

大阪府大阪市北区鶴野町1番9号

代表取締役 小野寺 誠

指名停止措置の範囲:近畿地方整備局管内

指 名 停 止 期 間: 令和5年10月6日から令和5年11月5日まで(1ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に 違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除 く。)。